

# 消費生活緊急情報

第85号

令和5年3月30日

## 屋根の点検商法にご注意！

### 【相談概要】

他県から来たという業者が訪問してきて「雨漏りは大丈夫ですか。無料で屋根の点検をしますよ。」と点検を勧められ依頼した。業者は、はしごで2階の屋根に上って写真を撮り、その後、写真をみせながら「修理が必要です。」と言ってきたため、言われるがままに高額な屋根工事の契約をした。

業者が帰った後、不安になり、すぐに知り合いの大工さんへ相談し屋根を点検してもらったところ「はさみのようなもので屋根の銅の部分を切り取った形跡がある。」と言われた。

すぐにクーリング・オフの手続きを行い、屋根工事の契約を解除することができた。悪質なので消費生活センターに情報提供したい。

### 【アドバイス】

突然訪問してきた業者に安易に点検させないようにしましょう。

点検を依頼してしまい、点検後に屋根工事を勧められてもその場で契約せずに家族や周囲の人に相談しましょう。

不審に思ったり、困った場合は、すぐにお近くの消費生活センターへ相談しましょう。



★：相談発生地域

消費者ホットライン

い や や

局番なしの188

※お近くの消費生活相談窓口へつながります

茨城県消費生活センター

平日 9時から17時まで

日曜（電話のみ） 9時から16時まで

〇〇市（町村）消費生活センター